

令和6年度 市民税・県民税申告について

銚子市

令和6年1月1日時点で銚子市に住所がある方で、以下の【市民税・県民税申告が必要ない方】に当たらない方は、市民税・県民税申告をしていただく必要があります。

市民税・県民税申告が必要ない方

- ・所得税及び復興特別所得税の確定申告を行う方
- ・給与収入のみで、勤務先から給与支払報告書が銚子市に提出されている方
- ・公的年金収入のみで、支払者から公的年金支払報告書が銚子市に提出されている方
- ・銚子市に住んでいる方の扶養となっている方
- ・銚子市市税条例で定める均等割非課税にあたる方(例:扶養なしの場合、合計所得金額38万円以下)

※ 給与収入のみの方または公的年金収入のみの方でも、扶養控除や社会保険料控除、医療費控除等を追加で受けようとする場合は、申告が必要です。

所得がなくても申告できます！



★ 所得がない場合でも市民税・県民税申告をしておくと、次のような利点があります！

- ・国民健康保険料が軽減されたり、国民年金保険料の納付が申請により免除される場合があります。
- ・扶養認定、公営住宅入居等に必要「所得証明書」や「所得課税証明書」などの交付が受けられます。
(※ 必要となる証明書の種類については、各提出先へご確認ください。)
- ・児童手当や児童扶養手当、高等学校等就学支援金、高額療養費などを受けるときの資料になります。

【所得がなかった場合の記入方法】

1. 右図のように所得金額の合計⑫に0とご記入ください。
2. 右図のように基礎控除⑭に430,000とご記入ください。
3. 申告書の裏面下の「所得のなかった方は記入してください。」欄に、前年中の生活状況で当てはまるものをマルで囲んでください。

<申告書裏面より抜粋>

○所得のなかった方は記入してください。(該当番号に○印)

① 扶養(援助)されていた	② 遺族(障害)年金を受給していた	③ 雇用保険(失業給付)を受給していた
④ 生活保護を受給していた	⑤ 預貯金等により生活していた	⑥ その他()

金額	業務	⑧	
	その他	⑨	
	合計	⑩	
	(⑦+⑧+⑨)		
	総合課税・一時	⑪	
	合計	⑫	0
4所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	
	小規模企業 退職金等控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	
	地震保険料控除	⑯	
	寡婦、ひとり親控除	⑰	
	障害者控除	⑱	
	配偶者(特別)控除	⑲	
	扶養控除	⑳	
	基礎控除	㉑	430,000
	⑬から⑳までの計	㉒	430,000
	雑損控除	㉓	
医療費控除	㉔		
⑬+⑭+⑮	㉕	430,000	

申告受付会場

★ 受付会場 …… 銚子市役所 1階市民ホール

★ 申告期間 …… 令和6年2月16日(金)～令和6年3月15日(金)まで
(期間中の土・日・祝日を除く)

- ※ 確定申告受付期間中は市役所1階7番 税務課窓口では申告相談ができませんのでご注意願います。
- ※ 確定申告受付期間であっても、土地・建物、株式などの譲渡所得がある方、住宅借入金等特別控除を初めて受けようとする方などは、市の申告会場では受け付けることができませんのでご了承ください。

申告に必要なもの

① 収入や経費のわかる書類(源泉徴収票、支払明細など)

営業・農業・不動産所得のある方で、申告受付会場で申告する方は、事前に収入金額と必要経費を集計してきてください。(郵送提出の場合は、「収支内訳書」を作成のうえ同封してください。)

② 所得から控除できるものが確認できる書類

【主なもの】

- ・国民年金保険料、生命保険料などの控除証明書や国民健康保険料などの領収書
- ・障害者手帳や障害者控除対象者認定証明書
- ・医療費控除等の明細書
- ・国外扶養親族に係る親族関係書類や送金関係書類等

③ 本人確認書類 (下のA～Cのいずれか)

- A. マイナンバーカード
 - B. 番号通知カード + 身分証明書(※)
 - C. マイナンバーが記載された住民票の写し + 身分証明書(※)
- ※ 身分証明書 ⇒ 運転免許証やパスポート等

④ 郵送により申告書を提出される場合は、上記【申告に必要なもの】(障害者手帳や③についてはコピー)を同封してください。ただし、源泉徴収票について同封する必要はありません。申告書の控えが必要な場合は、記入済みの申告書のコピーと返信用の封筒(宛名を記入し切手を貼ったもの)を同封してください。

お問合せ・提出先

〒288-8601 銚子市若宮町1-1
銚子市役所 税務課課税室 市民税班
☎ 0479(24)8951 [直通]

★ 申告書の記入方法は、裏面をご覧ください。

所得から差し引かれる金額の内容

⑬ 社会保険料控除
あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族が負担することになっている国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、退職後の任意継続保険料等の厚生年金保険料などで、あなたが前年中に支払った保険料の金額が控除されます。控除証明書等を添付してください。

⑭ 生命保険料控除
新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険で、あなたが前年中に支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除く。)がある場合の控除です。控除証明書を添付してください。

⑮ 地震保険料控除
損害保険契約等について、あなたが前年中に支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除く。)がある場合の控除です。控除証明書を添付してください。なお、平成18年末までに締結した長期損害保険に地震保険を付帯した契約については、旧長期損害保険料控除または地震保険控除のどちらか一方の適用となりますのでご注意ください。

⑯～⑰ 寡婦・ひとり親控除
「ひとり親」に該当しない人で、次のいずれかに該当する人
・夫と離婚後婚姻していない人で扶養親族がいる人
・夫と死別後婚姻していない人又は夫が生死不明などの人
ひとり親 婚姻歴や性別にかかわらず既に婚姻していない人で、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する人

⑱ 勤労学生控除
★ 勤労学生控除……控除額は26万円です。あなたが大学・高等学校などの学生および生徒で合計所得金額が75万円以下で、そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合は、控除対象になります。学生証の写しまたは在学証明書を添付してください。

⑳ 障害者控除
あなたや同一生計配偶者、扶養親族が次のいずれかに該当する場合は、控除の対象になります。各種手帳の写しや証明書の添付が必要です。

㉑～㉒ 配偶者(特別)控除
あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にしている配偶者(内縁関係は含まない)を有する場合には、下の早見表によりあなたと配偶者のそれぞれの合計所得金額に応じた控除額が適用されます

㉓ 扶養控除
あなたと生計を一にする配偶者以外の親族(16歳以上)で前年中の合計所得金額が48万円(給与収入のみの場合103万円)以下の方は、控除の対象になります。

16歳未満の扶養親族(控除対象外)
あなたと生計を一にする16歳未満の親族で前年中の合計所得金額が48万円以下の方。(平成20年1月2日以降生まれ)
※ 控除額はありますが、市県民税の非課税判定に影響があります。
※ また、各種申請等(児童手当、就学支援金など)の手続きに影響が出る場合がありますので、記入漏れのないようご注意ください。

申告書の記入例【表面】

令和 6 年度 市民税・県民税申告書 表

現住所 鉾田市若宮町1番地の1
1月1日現在の住所 同上
フリガナ チョウシ タロウ
氏名 鉾子 太郎
出生年月日 昭和32年3月27日
年齢 34歳
性別 男
婚姻 本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除 国民健康保険料 32,500円
介護保険料 16,240円
合計 48,740円

生命保険料控除 新生命保険料の計 11,548円
旧生命保険料の計 44,000円
新個人年金保険料の計 78,525円
介護医療保険料の計 28,000円

障害者控除 1 鉾子 治郎 障害の程度 身体1級
2 鉾子 花子 障害の程度 身体1級

扶養 1 鉾子 一郎 同居 続柄 父
2 鉾子 花子 同居 続柄 孫

基礎控除 合計所得金額 2,400万円以下 2,400万円超 2,450万円超 2,500万円超
控除額 43万円 29万円 15万円 0円

雑損控除 損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類
損金金額 保険金などで補てんされる金額 差引損失のうち災害関連支出の金額

医療費控除 支払った医療費等 保険金などで補てんされる金額

基礎控除 合計所得金額が2,400万円を超える場合、基礎控除が段階的に調整され、2,500万円を超えると適用されなくなります。

雑損控除 あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合や、災害等に関連してやむを得ない支出(災害関連支出)をした場合に控除されます。

医療費控除 支払額 - 補てん金(保険金等) - 総所得金額等の5% = 控除金額 (上限200万円)
(10万円超の場合は10万円)
※ セルフメディケーション税制の適用を選択する場合は以下
特定一般用医薬品等購入費 - 補てんされる金額 - 1万2千円 = 控除金額 (上限8万8千円)

収入・所得金額の内容

ア、① 営業等 小売業、卸売業、製造業、修理業、サービス業、外交員、医師、弁護士、作家、畜産業、漁業などから生じる所得です。収支内訳書を作成し、添付してください。
【所得金額】= 収入金額 - 必要経費

イ、② 農業 米麦等の農産物、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜から生じる所得です。収支内訳書を作成し、添付してください。
【所得金額】= 収入金額 - 必要経費

ウ、③ 不動産 地代家賃、駐車場代、土地や、権利金額等の所得です。収支内訳書を作成し、添付してください。
【所得金額】= 収入金額 - 必要経費

エ、④ 利子 国外で支払われる預金等の利子や、同族会社が発行した社債の利子で株主等が支払を受けるものなどの所得です。
【所得金額】= 収入金額

オ、⑤ 配当 株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く)の収益の配分などの所得です。
【所得金額】= 収入金額 - 株式を購入・出資するために借り入れた負債に係る利子

カ、⑥ 給与 給料・俸給・賃金・賞与などの所得をいいます。源泉徴収票や給与明細書等で給与収入金額を確認してください。

給与所得の計算のしかた

給与等の収入金額	給与所得金額
～ 550,999円	0円
551,000円～ 1,618,999円	収入金額 - 550,000円
1,619,000円～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～ 1,799,999円	収入金額 ÷ 4 × 2.4 + 100,000円
1,800,000円～ 3,599,999円	× 2.8 - 80,000円
3,600,000円～ 6,599,999円	× 3.2 - 440,000円
6,600,000円～ 8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円～	収入金額 - 1,950,000円

以下に該当する方は給与所得から所得金額調整控除が控除されます。
給与所得の欄には控除後の金額が入ります。
①あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合(該当する方は裏面16所得金額調整控除に関する事項にも併せてご記入ください)
・あなた、同一生計配偶者又は扶養親族のいずれかが特別障害者である場合
・23歳未満の扶養親族がいる場合
控除額 = (給与等の収入金額(1,000万円超は1,000万円)-850万円) × 10%
②あなたに給与所得と公的年金等の雑所得の両方があり、給与所得金額と公的年金等の雑所得金額の合計額が10万円を超える場合
控除額 = (給与所得金額(10万円超は10万円) + 雑所得金額(10万円超は10万円)) - 10万円
※①の控除がある場合には①の控除後の金額から控除します。

国民年金・厚生年金・確定給付企業年金・確定拠出企業年金 などの所得をいいます。公的年金等の源泉徴収票で年金収入金額をご確認ください。

公的年金等所得の計算のしかた

受給者の年齢	年々収入金額	年金所得金額
65歳以上 昭和34年1月1日以前に生まれた人	～ 3,299,999円	収入金額 - 1,100,000円(マイナスの場合は0)
	3,300,000円～ 4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円
65歳未満 昭和34年1月2日以降に生まれた人	10,000,000円～	収入金額 - 1,955,000円
	～ 1,299,999円	収入金額 - 600,000円(マイナスの場合は0)
	1,300,000円～ 4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円
7,700,000円～ 9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	
10,000,000円～	収入金額 - 1,955,000円	

※公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円超～2,000万円以下の方は上表年金所得金額欄の年金収入から差し引く額を10万円、2,000万円を超える方は20万円引き下げて算出します。

ク、⑧ 業務(雑) 作家以外の原稿料や印税、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引などの副収入による所得です。
【所得金額】= 収入金額 - 必要経費

ケ、⑨ その他の雑 生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金などの上記以外のものによる所得です。支払証明書を添付してください。
【所得金額】= 収入金額 - 必要経費

コ～サ、⑩ 総合譲渡時 <総合譲渡>
ゴルフ会員権や貴金属などの土地建物以外の資産を譲渡した場合の所得です。譲渡した資産の保有期間が5年以内の場合は短期、5年以上の場合は長期に分けられます。譲渡所得 = 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額(最大50万円)
※短期・長期の両方がある場合、特別控除は短期から優先的に差し引いてください。
<一時>
生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、賞金や懸賞せん金などの所得です。支払証明書を添付してください。
一時所得 = 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額(最大50万円)
【所得金額】= (長期譲渡所得 + 一時所得) × 1/2 + 短期譲渡所得